

厚生文教委員会会議録

平成20年2月21日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:42

○ 委員長

ただいまから、厚生文教委員会を開会いたします。

「議案第2号 平成19年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 介護保険課長

議案第2号「平成19年度飯塚市介護保険特別会計補正予算第2号」の補足説明をいたします。補正予算書の13ページをお願いします。

第1条で保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ315万円追加し、予算の総額をそれぞれ104億6046万6千円にしようとするものです。

補正の内容は、17ページの事項別明細で説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託量の介護保険システム改造委託料の315万円を追加するもので、保険料激変緩和措置の継続、給付適正化にかかる給付実績管理のシステム改造など19年度中に対応しなければならないシステムの改造を行うもので、国の補助事業として実施するものです。以上で補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第2号 平成19年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について原案どおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手・全会一致)

全会一致。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第5号 飯塚市保育の実施に関する条例及び飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 学校教育課長

議案第5号「飯塚市保育の実施に関する条例及び飯塚市若年者専修学校等技能習得資金条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。

この一部改正につきましては、学校教育法が一部改正され、政令により平成19年12月26日から施行されることとなりました。このため、同法を引用している条例中、「飯塚市保育の実施に関する条例及び飯塚市若年者専修学校等技能習得資金条例の一部を改正する条例」の整備を行い、改正を行うものでございます。なお、引用条項を改めるものであり、条文内容の変更を行うものではございません。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第5号 飯塚市保育の実施に関する条例及び飯塚市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例」について原案どおり可

決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。はじめに「飯塚市鯉田保育所民営化に伴う募集要項について」の報告を求めます。

○ 保育課長

「飯塚市立鯉田保育所民営化に伴う募集要項について」説明いたします。

本日、委員会の資料として提出いたしました募集要項の主な点につきましては、1月18日の委員会で報告いたしました内容と基本的には変更はございません。資料1枚目の「3. 応募資格の(1)」では「移譲先法人の対象範囲」につきましては、『現在、飯塚市内で認可保育所を運営している法人、または、飯塚市内に住所を有する社会福祉法人及びNPO法人(子育て支援を行っている団体に限る)』としています。資料3枚目の保育所移譲にあたっての諸条件(別紙1)の「1. 移譲の方法(1)」で鯉田保育所建物につきましては「1,740万円の有償譲渡」といたしております。金額は平成17年の横田保育所民営化に伴う無償譲渡を基本として考えており、横田保育所は改築年次が昭和63年、鯉田保育所は平成6年であることから建物不動産鑑定評価額の差額1,740万円を譲渡価格とすることで、飯塚市財産管理審議会の了承を得た後に決定をいたしております。(2)の土地につきましては、横田保育所と同じく有償貸付とし「年額60万円(予定)」といたしております。同じく資料3枚目の中段より下の「(4) 職員について(引継ぎ)の①」では、児童と保護者の不安を招かないようにするために、保育の引継ぎ期間を横田保育所民営化の時よりも4ヵ月間長くし、これに要する費用として66万円を助成することといたしております。次に、法人選考までのスケジュールについてですが、資料の1枚目をお願いいたします。「4. 応募手続の(3)」に記載しておりますとおり、2月29日まで募集要項等の配布を行い、申請書類の受付を3月14日から19日まで、法人選考を3月下旬から4月上旬に予定しております。また、募集案内につきましては、2月1日号の市報に掲載するとともに、市のホームページから申込書類のダウンロードができるようにもいたしております。なお、申請に関する保育所移譲申込書の内容については、説明を省略させていただきます。以上簡単ですが資料の説明とさせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 江口委員

先ほど応募資格のご案内がありました。先の1月の委員会の際にこの点についてお話をしていたかと思えます。飯塚市内で実際に認可保育所を運営している法人こちらが対象になるのはもちろんわかります。それに加え飯塚市内で住所を有する社会福祉法人及びNPO法人ですね子育て支援を行っている団体に限るとありますが、現実ここまで広げるとなると保育所をやったことが無いところが参入できる形になりますね。その点についてきちんと検討委員会で協議をして、私はこれは慎重であるべきだという話をさせていただきました。その点についてどのような審議があったのかお聞かせください。

○ 保育課長

審議内容といいますよりもひとつ基本的な考え方の中で、先ず国の規制緩和というところが出ていますここではあくまでも一定のところ限定をしておりますけれども、国におきましては株式会社等も含めて幅広くやるとそれと将来的な民営化を睨んだときにどのように考えるかと言うことを考慮したときに、要するに非営利団体であるということ考えた中で審議会の中で検

討されたというように認識しています。

○ 江口委員

今の話はちょっと分かりづらいので、先ず最初に提案をするにあたって考えたのは何と何と何。それに対してどのように判断してこのような提案をした。そしてそれについて委員がどのような意見を言われたのか、もし会議録があるのであれば会議録を出していただきたいし、会議録が無いにしてもこういった形の意見があったという点についてお聞かせいただけますか。執行部としての考え方、それと検討委員会での議論を分けてお答えください。

○ 保育課長

執行部の考え方としましては、ここに出ていますように飯塚市内という限定で基本的に考えています。その中で認可保育園をしているところを全部もってこようじゃないかと。それとあとひとつが将来的に考えた場合に社会福祉法人これも限定ですが現状ではやはり飯塚市内にせざるを得ないんじゃないかという限定の中でしないにある社会福祉法人、それと子育て支援を行っているこれもしない限定ですがNPO法人と言うところでご提案をして、審議の中といえますのは具体的にそれに対する反対の意見も無かったように理解をしているところです。

○ 江口委員

今の話ではまったくわからないわけです。先ほどは国の規制緩和と将来の民営化という点が2点お話がありました。で、実際に保育所については株式会社等も入れるようには現実では法は改正もなされています。ただ今回は鯉田保育所という今現在ある公立保育所を、そこを引き継ぐという話ですよね。その引き継ぐという話の中で、保護者の方々に、若しくは地域の方々市民の方々に安心をしていただくことが必要なんですよね。だからこそ引継ぎについて期間を長く取る等々の配慮をするわけです。それなのにここで実際に保育所を運営したことがないところが参入できる形を今回とっているわけですよね、それについてどのような検討を提案者としてなされたのか、そして今お話があったのは検討委員会では議論が無かったというお話でしたが、それについて厚生文教員会の中でこういった指摘があったのでそちらについても検討いただきたいという話をした上で議論が無かったのかどうか、その2点をお答えいただけますか。

○ 児童社会福祉部長

保育所を運営する法人に、新たに市内での社会福祉法人と子育て支援に実績のあるNPO法人を今回検討委員会のほうにお諮りをさせていただきまして、お手元に配付しています募集要項の形になっています。課長が答弁いたしていますとおり、国の規制緩和の動きも踏まえた中での今の時点での市の考え方というところでの、この3点での提案をさせていただいています。委員の中からの意見としましてもう少し法人の幅を広げるべきではないかとか、それとか、飯塚市内だけに限定すべきなのかとか、いずれにいたしましても今回の件につきましては1月22日と28日の検討委員会を開催させていただいております。その中でいろんな意見は確かに出ています。最終的にこの形になりましたわけですが、答申書をお読みいただければわかると思いますけど具体的な公立保育所の15園の具体的な名称については3箇所しかあがりません。しかし、将来的な公立保育所のあり方についてはやはり民営化、民間活力の導入、民営化を見据えた中での今後の保育、それと施設面の向上の観点からの統廃合も視野に入れたところの施設面の整備という将来展望をいたしております。過去の委員会、本会議等でも説明は尽くしてきたつもりでございますが、21年の次世代の後期計画を策定するときにはですね、ある一定の、その当時になれば13園になってると思いますが、6年計画か8年計画か10年計画これは総合計画とか次世代の後期計画の年数とかいろいろありますけど、具体的な民営化の方向性を、今度は箇所を出します。今回この新たな法人を入れた理由と言うのは、例えば介護関係の施設をされてるとかグループホームの事業所されてると、こういった社会福祉法人は当然ですね世代間の交流事業、高齢者だけではありません、これは議員もよくお分かりのことだと思います。実際に今はそういった子どもさんとか色々な交流事業もされています。子育て支援団

体におきましては本市の場合につきましては非常に活発な活動をされてるという現実があります。そういうことを踏まえましてこういった募集要項の中に新たな法人を加えることによりましてそういった法人が高齢者だけではないと、また障がい者の施設もございます。非常に現在は発達障害等の就学前におきましてところの子どもさん方への対策も重要な課題になっています。そういったそれぞれのノウハウをお持ちのところをある一定今回の募集要項において保育事業にも参入できるよと、そういった専門的なノウハウを生かした独自性のある保育に参画したいという意識付け、またそういった準備作業そういったことをしていただくことがですね、よりよい今後の子育て支援の充実に繋がってくるのではないかとというような観点の中で新たなこの二つの法人を今回は検討委員会の中での協議の結果、加えさせていただいているというところでございます。

○ 江口委員

まだいまひとつわからないんですね、原課の中で議論がこのようにあって、このような整理をして、こういったとこでこの点についてはいい、この点については心配があるんだけどそれでもGOサインをだそうというなのがあったのかどうか。それと検討委員でどのような議論があったのか、いろいろ議論があったんだけどという話でしたがまだ分からないわけです。で、議事録はこれは出来てるんですか。出来ているんならお出ししていただきたいというお話をしたんですが、まず出来ているかどうかお聞かせいただけますか。

○ 保育課長

議事録の関係ですが、今回の募集要項、相当選考基準ということも勘案して、基本的には非公開と言う形の中でしてるところでございます。補足いたしますと検討委員会の中で今回の案件については公開にするのか非公開にするのかということも図りながらした結果、今回については非公開にするという決定を受けた上で、原則非公開ということにしています。

非公開と言うことですから作成はしていません。

○ 江口委員

情報公開条例、その点どうなっていますか。会議録はきちんと作成をするでしょ。知らないんですか。

○ 保育課長

恐れ入ります。作成をしていません。

○ 江口委員

あの、議論をするためにはきちんとした記録が必要です。これを傍聴に行きました、非公開ということで入れてもらえませんでした。選考の基準があるのでという、そこについては議論が分かれるところだと思います。今回の議事録についてもすべてを出す方がいいかどうかについては、それは議論があつてしかるべきだと思いますが、こういったところ、実際に選考基準とは関わり無いところですね、応募資格でこうやってきちんと決めているところ、この応募資格をどうやって決めたのかそういったところについては、情報公開請求があつた場合には当然の事ながら公開の対象になると。会議が非公開だったから会議録も非公開ではないですよ、情報公開に関する基本的な認識が欠けていると思わざるを得ない。今回の保育所の民営化についてはずっとそれが付きまってるんですよ。保護者の説明会だから議員は入れない、何度かお邪魔してもずっとですよ。この前の12月の議会で一転して可決になったときに、これから先検討しますと非公式のところでお話があつたかと思いましたが、1月に入った保護者会でも傍聴は出来ない。検討委員会でもなぜこうなったのかわからない。心配だからきちんと議論をしてくれと、それに対してこれこれこうやってきちんと議論をしました、だから安心してくださいというところも出てこない。これで本当に、最初の一步を踏み出すわけですよ、言われたように15園が13になりそしていくつになるかはわからない、21年後期計画の時には箇所も発表したいという話があつた。わからないじゃないですか。次回の委員会でも結構です

のでそれについてきちんと資料を出していただきたい。ご準備いただけますか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:20

再開 10:50

委員会を再開いたします。

○ 江口委員

再度確認いたします。1月22日ですか、公立保育所の運営検討委員会こちらについては、先ほどは会議録に類するものをつくっていないという返事でしたが、それに間違いはありませんか。

○ 児童社会福祉部長

議事録につきましては今のところ作っておりません。

○ 江口委員

情報公開条例第16条会議の公開と言うものがあります。読み上げます。執行機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ですね。ですから基本的に検討委員会自身も附属機関ですので基本的には公開なんです。ただし当該会議の審議の内容が不服申し立て、苦情処理、あっせん及び調停に関する場合並びに第8条各号のいずれかに該当する場合はその会議の全部または一部を公開しないことが出来るとあります。で、その部分で実際に会議の公開・非公開についてはそれぞれについては判断なされるものがあると思います。しかしながら次の第2項、実施機関は会議について会議録を適正に作成するものとするところあるわけです。これはきちんとつくらなければならない。これから先の飯塚市の方向性を決めるためにそれぞれの附属機関等が作られているわけです。だからこそ、未来において実際にそれがなされたのかということきちんと記録をとっておかないと前進はないから、だからこそきちんとこうやって文書管理についてきちんと会議録を作ろうと、つくらなければならないという規定があるわけです。今、無いというお話でしたが、会議録こちらについては早急に作成していただかなければならないと思います。それについてはやっていただけますか。

○ 児童社会福祉部長

検討委員会の審議内容についての会議録については今後作ってまいります。

○ 江口委員

この機会ですから、執行部の皆様方をお願いをいたします。会議の公開・非公開、ならびに、会議録の適正な作成について充分これ以降ですね配慮して処理をしていただきたいと思います。それが無いと実際に情報公開条例があっても、その理解が進んでいかないと市政は市民のものと言いながら、そうはなっていない現状があります。その点については是非皆さん方配慮の上、事務執行をしていただきたい。そのことを要望いたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「特定健診・保健指導について」報告を求めます。

○ 健康増進課長

20年度から実施する健康診査・保健指導についての考え方と実施方法についての概要を報告いたします。急速な少子高齢化が進むなか、国民皆保険を将来にわたり持続可能な医療制度として堅持するため、平成17年に「医療制度改革大綱」がまとめられ、翌18年6月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が成立しました。この法律により、糖尿病や高血圧症などの

生活習慣病の予備群を発見することを目的とした特定健康診査の実施と、疾病の発病予防のためには生活習慣を変える事が必要であり、検診の結果で必要な方には適切な指導を行う特定保健指導の実施を、各医療保険者に対して義務付けがなされております。この特定健診・特定保健指導を実施するために、国・県が定める「医療費適正化計画」及び「特定健診等基本指針」に基づき、本市においても「特定健康診査等実施計画」を策定する事が併せて義務付けられております。この計画は、40歳から74歳の国保被保険者を対象に、平成20年度から24年度までを1期として策定し、5年毎に見直しをする事となっております。資料1ページ目の1. 基本的な方針 に記載いたしておりますが、(1)でメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者及び予備群を平成27年度までに25%減少することを目標として、(2)で本市における平成20年度から24年度までの目標値を定めております。特定健診受診率、特定保健指導実施率、並びに内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率を、表に示しております目標を掲げて実施する予定にいたしております。尚、平成24年度の数値は、国が途中経過の目標数値として国保の保険者に求めているもので、65%の受診率、保健指導該当者のうち45%の指導率、その指導を受けたもののうち10%の改善率を目指すということといたしております。その下に、内臓脂肪に着目する意義として、メタボリック症候群に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、発症後でも管理することにより疾病の重症化を抑えることが期待される。又、内臓脂肪の蓄積や体重増加などが引き起こす様々な症状をデータで示すことは、健診受診者への理解、生活習慣の改善に向けた動機付けが明確に行えるところも効果が期待される。という旨の考え方が示されております。次のページをお願いします。

2. 特定健診から特定保健指導の流れを説明いたします。国保被保険者の対象者には、4月末頃に受診券を郵送します。その受診券を持って、健診の日時・場所を指定した集団検診、又は、指定した期間内に市内の各診療所等で個別に受診をしていただきます。ちなみに、その際の自己負担は現行の基本健診を参考として千円を予定いたしております。次に、その健診結果を階層化いたしまして、保健師の指導が必要と判断された場合は、市の保健師が保健指導を行い、対象者の生活習慣を変えるための支援を行っていく流れとなっております。尚、図では保健指導を受けるための利用券を発行することになっておりますが、当市では発行しない予定にいたしております。右に、階層化の基準を示しておりますが、指導の対象となる者は、腹囲が男性で85cm以上、女性で90cm以上の方、次の①血糖、②脂質、③血圧の状態により、指導対象者を「動機づけ支援」と「積極的支援」に分けて、保健師による指導を行い、6ヶ月後にどのように変容したかを見ることになっております。このように保健指導を行う事でメタボリックシンドロームを予防し、これらが引き起こす糖尿病、腎臓病、脳梗塞等を防ぐ事で、医療費の削減はもとより、病気にならない体づくりがいかに大切かという事に、常に関心を持ってもらえるように指導する事になります。次のページをお願いします。

3. 特定健診等の事業評価について ですが、各保険者は、健診・保健指導の事業評価について、国への報告が求められており、第1期の最終年である平成24年度に計画の目標値が達成出来なければ、その達成度合いによって、各保険者からの「後期高齢者支援金」を、最大10%の範囲内で加算するというペナルティを受ける事となります。又、逆に全て達成すれば、10%の範囲内で減額されるということになります。ちなみに、平成20年度の国保会計予算では、後期高齢者支援金は13億8千万円を予定していますので、同等額で推移すると仮定すると、最大10%の1億3千8百万円が支援金に上乗せされるか、削られるかという事になります。最後に次のページの各種健診の連携についてですが、平成19年度から20年度へ各種健診の実施責任者と対象者がどのように変わるかを図にしたものです。只今説明しました「特定健康診査」は、点線で囲っている右中ほどに記載している部分です。その上の介護保険法による65歳以上を対象とした「生活機能評価」については、今まで、老人保健法の基本健診で実施していたもので、今回から介護部門で実施する事となっておりますが、効率的な実施を考

慮して、国保の特定健康診査と連携して実施する予定といたしております。尚、市民の方への周知については、市報・保健だより等で広報して参ります。以上で説明を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○ 楡井委員

1 ページ目にいろいろパーセンテージが出ていますが、このパーセンテージの分母、これはどういうふうに見ればいいんですかね。何人に対しての比率になるのかですね。

○ 健康増進課長

各年度の受診率、これは対象者でございます。対象者約26,530人、40歳から74歳の対象者がございます。これに対して受診率が45%、20年度の場合でいきますと、その内実施、指導が必要な方がその中から出てきます、そのうちの実施率を25%求めると、こういった目標のパーセンテージでございます。

○ 楡井委員

再確認させていただきますが、40歳から74歳までの方の数字が26,530人ということで、その内の45%の、20年度には受けてもらおうと、そして特定保健指導実施、この45%のうちの25%ですか、それとも26,530のうちの25%ですか。

○ 健康増進課長

受診していただきまして、そのうちに保健指導が必要な方、必要でない方、その受診の部分が受診のいわゆる25%の基数字となるものは、次のページの真ん中ほどに動機付け支援、積極的支援というふうにあります。こういうふうにご中で保健指導が必要な方の数字が出てまいります。この中で保健指導が必要な方の数字が出てまいります、だからこの中では数字は見えませんが、必要な方のうちの25%を指導するといったようなことです。

○ 楡井委員

そうすると指導が必要な人というのは、この数字では出ていないという事ですかね。

○ 健康増進課長

想定数字はございますが、ここでは出てまいりません。

○ 楡井委員

受診をする人、文書には無いんですが料金が1000円要ると口頭での説明がありましたけど、そういうことですか。

○ 健康増進課長

一部負担を頂くように考えています。

○ 楡井委員

そうすると全体の料金は1000円プラスいくらか掛かるんですか、国か県か市かの補助があるんですか。

○ 健康増進課長

この健診のやり方につきましては、現在飯塚市が計画していますのは集団検診、個別健診といったものを行っています。それによってももちろん健診項目は一緒ですが単価が変わってきます。実施方法によって微妙に単価が変わってきます。例えば県が全体で全ての保険者に対しての集合契約という形でやったらどうかということで調整が進んでいますが、この単価が示されていますが、これが今8,000円ということで示されています。当飯塚市での単価については最終的な詰めを行っています。

○ 楡井委員

平成24年に達成率ー減少率10%を目指すとありますが、この10%が達成できな

った場合、3枚目のところの説明でペナルティーが付くとの説明だったと思いますがそういう理解ですか。

○ 健康増進課長

そのとおりでございます。具体的には後期高齢者支援金といったものが各保険者から拠出するようになっていきます。その支援金に最大10%の範囲内で加算または減算といったようなことが示されています。

○ 楡井委員

40歳から74歳というくくりの人達の健康診査をするわけですが、それがもし達成できなかったら後期高齢者医療保険のほうへのペナルティーまたは加算があるということなんですかね、後期高齢者支援金というのは中身はなんですか。

○ 健康増進課長

前回は説明したかと思いますが。後期高齢者医療制度の中の財源の内訳の中に、いわゆる公費、国県市町村で賄う分が50%、それと個人の保険料が10%、のこり40%を若人のほうからの支援金として賄いますといったのが後期高齢者医療制度の財源の内訳でございます。その40%の部分が今申します拠出する側からいう後期高齢者支援金、これは被用者保険も同じ考え方です。そこの各保険者から後期のほうに出す支援金の部分を加算減算するという考え方です。

○ 楡井委員

そうするとまだ実施されていない後期高齢者医療制度のところへもう既に特定健診の達成率ですね、状況が生まれて来てるわけですよ。もし達成が出来なかったらですね、支援金が減るということになると、後期高齢者医療保険制度の全体の枠の収入が減るということになるわけですよ。そうすると被保険者の負担が増えるということにならないですか。

○ 健康増進課長

例えば、具体的には何も示されていませんが、考え方として示されています。平成24年度の目標数値というのは国民健康保険の保険者に課せられた数字ですし、これが社会保険の被保険者に課せられた数値はこれより高いものになっています。24年度までの5年間の間にいわゆるこういった疾病、病気になる方を予防するといったことによって随時こういう方も後期高齢者のほうに移っていかれます。ということで後期高齢者の10%の保険料が増える減るということではなくて、基本的には各保険者の前段での予備軍を減らす、または予防努力をしたもの、してないもの結果として現れたその数字で支援金に対してそのものを反映させるといった考えというふうにご理解していただきたいと思います。

○ 楡井委員

よく分かりませんのでね、また後で詳しくお聞かせ願いたいと思います。数字だとか行き来しますんで、すいませんが、飯塚の場合ですね、非常に健康な人が多くてですね、この10%に満たないということはあるんですかね。それとも10%は絶対的な数字じゃなくて25%とかこういう数字との関係での10%ですから絶対数といいますかね、分母のうちの10%ということではないんですよ。全部健康であれば0はありえるわけですよ。

○ 健康増進課長

適切な回答になるか分かりませんが、あくまでも24年度の話で65%受診されて、その内45%、例えば65%のうちに1,000人、保健指導が必要な方が出来たときにその45%は指導をしないさいと、450人指導しましたよと、その結果だったらこの10%というのはメタボリックに該当する人、または予備軍の方と見られる人がどの程度減ったかと。これが20年度と比較して、この減少率を10%にもって置かれてるわけです。そういうことで何人何人という数字はここで出てまいりませんので考え方ということで御理解願います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「構造改革特別区域「教育のまち颯田特区事業」の廃止について」の報告を求めます。

○ 学校教育課長

構造改革特別区域教育のまち颯田特区事業につきましては、少人数学級、英語科教育そしてキャリア教育を実施する中で、学力向上並びに学校・地域の教育力を向上させる目的で、平成17年度は旧颯田町。平成18年度・19年度においては新飯塚市で引き継いで行ってまいりました。3年間の検証をしました成果としましては、学力の向上や小学校の英語科で学んだ力が中学校入学後の結果に結びついてきたこと、更には、キャリア教育で子ども達が自分の能力や適性にあった選択や将来を見据えた職業選択等ができるようになったことがあげられます。そこで、平成20年度以降につきましては、構造改革特別区域教育のまち颯田特区事業を廃止し、この事業で得られた成果や効果を限られた財源の中で飯塚市全体の教育に反映させてまいります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

この特区を3年間実施してきて、そして11月22日でしたかね、研修会という形で発表をされたというふうに思います。その発表された文書がこういう文書になって表れていることだと思いますけども、なかなか大変な数字と資料が網羅してあるんですね。こういう3年間やってきた特区の効果といいますかね、今簡潔に20年度は飯塚市全体に広げていくんだといわれましたけど、どのような効果があったのかという点だとか、飯塚市全体ではまだ浸透していないんじゃないかという気がするんですね。例えばPTA等についてはですね、ですからそういうところでの飯塚市の、特に関係者の方たちがどういう認識を持っておられるのかですね、更には研修会があって、研修会の資料の中に感想文を出すと、もし感想文が集約されていればそういうものを発表していただきたいと思います。今後具体的にこういう3年間の成果をどのように反映させていくのか、具体的にどのような方向でされるのか。更には特区を残してもらいたいといわれて4千近い署名が集められたと思うんですよ、この署名を教育委員会なり学校教育課としてどのように受け止めておられるのかですね。この署名の内容は特区を続けてもらいたいというような要請だったと思うんですね、この継続のためには何が障害なのか、そういう点についてできれば文書できちんと報告していただければ我々も勉強しやすいと思うんですね、これがこの年度35人の少人数学級というところへも発展継続させられてるんじゃないかというふうにも思いますので、今いいました何点かについて文書で報告していただくようお願いしたんですがいかがでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11：16

再開 11：21

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

それでは今要望した項目等を担当課と相談して、整理もしてお聞きしたいと思いますがいかがですかね。

○ 学校教育課長

できる限り要望にお答えしたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立病院開設許可申請及び病院開院式について」報告を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

飯塚市立病院にかかる開設許可申請および病院開院式について、ご報告いたします。病院開設許可申請につきましては、医療法第7条第1項の規定により、2月8日に福岡県へ病院開設の許可申請を行っております。その申請内容でございますが、開設者飯塚市、所在地飯塚市弁分633番地1、診療科目12科、一般病床250床などでございます。なお、3月の中旬頃には病院開設許可が下りる予定でございます。

次に、病院の開院式典につきましては、4月1日、午後4時から病院内において、関係者40名の方々にご出席いただき、開催することにしております。以上で、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 楡井委員

2月8日でしたかね、開設の許可申請書というのが県のほうに出されて、それを自分たちがすぐ見たいということがありましたし、何人かの市民の方たちからお医者さんの確保状況等を教えてもらいたいというような要望もありましたのでこの許可申請書を公開してもらいたいと要請をいたしました。そのときに「うん」といってもらえなくて今日の委員会に提出するという風にそのときのやり取りであったんですが、それがまだ今日出ていないと思います。それでこれは直ちに出示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

提出します。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:25

再開 11:25

委員会を再開いたします。

執行部におたずねします、ただ今、楡井委員から要求のありました資料は提出できますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

提出させていただきます。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま楡井委員から要求のありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

準備されていますので事務局に配付させます。

(資料配付)

○ 楡井委員

いま出された資料を全部は見えていないんですが、一番関心のあるところでお医者さんの数なんですが、スタートのときは30人でスタートするというような答弁があったと思います。これを見ると21.6人というような、人間のどこをどう割ったら0.6になるのか分かりませんが、こういうふうな数字が出てきています。これについては今後の見込みとしてはいかがなものでしょうか。この、12科全員になってるんですかね・・12科ありますかね・・そこ

辺説明をお願いします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

申請書につきましてご説明させていただきます。この医師数につきましては先ほど医療法によりまして一応の計算方法があります。診療科での医師の数ということではなくて250床という一般病床の中での医師の数ということで県の方の指導を受けながら申請を行っています。まずこの21.6名という数ですがこれは常勤も非常勤も合わせたところでの小数点がついているところです。まずはじめに医師の定員につきましては医師法の規定によりまして現在の労災病院の入院患者数と外来患者数の数値によって計算されるようになっていきます。計算上の数値としましては一般入院患者数は一般病床の250床の8割というところで入院患者数を出しまして、それでいたしますと200名、また外来患者数につきましては1日あたりの平均の患者数となっています。それで一般のほうの外来の患者数は平均しますと305.9名、それと眼科と耳鼻咽喉科につきましては92.8名が1日平均の外来患者数です。そういった数値を基にして計算が行われております。それで許可に必要な市の定数としましては、21.6ということになっています。また、ここに21.6ということですが当初から診療科は4月1日において12診療科全てで行うということをしていますので、先ほどの30名ということでありましたが、不足する分につきましては現在も引き続き九州大学、産業医科大学、自治医科大学のほうに要請を行ってまして、そのところの調整を進めているところでございます。

○ 楡井委員

そうすると左のほうに書いてある診療科、12あるんですけど、この12科でまだお医者さんの決まっていない科があるんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

21.6名という中でまだ出てきたいところ、充足してきていないところは整形外科、脳神経外科、泌尿器科、リハビリ、耳鼻咽喉科でございます。

○ 楡井委員

我々に、また市民に約束をしてきたのは4月1日から12科全部を診療するというふうに言われてきてその保証としてといたしますか、そのためにはどうしても30人のお医者さんが必要だというふうに言って安心してもらえるようにスタートが出来るというふうに約束をされてきたわけですよね。ところが今お聞きしますと整形外科、脳神経外科、泌尿器科、リハビリテーション、耳鼻咽喉科、5つもお医者さんが決まっていないのに許可申請がなされて3月中旬には許可が下りるだろうという見通しを示されました。これではですね、安心にならないのではないかと思うんです。やはりお医者さんがきちんと揃うということが、内科だけで30人というような偏ったことには当然ならないとは思いますが、労災病院で整形外科それから脳神経外科、リハビリテーション科、これは中心なんですよね、そういうところでお医者さんがまだ決まっていない、あとひと月少々ありますけどね。そして申請の内容が数字上の条件だけで申請されてるということでは市民の方たちは安心できないんじゃないでしょうか。そういうふうに思います。今度は予算も出ていますのでその中でもいろいろお聞きしなきゃいけないと思うんですが、こういう申請でされたということであれば市民に方はがっかりすんじゃないかと。安心してほしい安心してほしいと、この委員会の場合でも部長も含めて強調されてきたのにですね、この申請許可書の内容では安心できない。なぜ我々に2月8日の時点でこれが出せなかったのか、内容がよく分かりましたよ。12科全部揃って4月1日にはスタートできるように大いに頑張っていたらいいと思います。

○ 江口委員

今の医師のお話なんですけど、それぞれに今何名おられるのか、また本来であれば何名確保しようと思っていたのかご案内願えません。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

診療科ごとに報告します。内科につきましては11名、小児科1名、外科5名、眼科2名、放射線科2名、後先ほどいいました非常勤の週に3回とかそういう方々がおられますそれが3名ほどおられまして、先ほど申しました小数点の0.6のところですよ。

○ 江口委員

ごめんなさい、当初必要としていたのが何名で、現在確保できているのが何名というご案内をいただけませんか。先ほど内科11名といわれましたが、これは当初の必要数を11名というのか、今確保しているのが11名なのか分かりませんので、その予定と現在数でお願いします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

今現在12診療科におきまして現在計画されてるところの数値としまして、内科10名に対して11名、神経科1名、小児科が2名、外科が6名、整形外科が2名、脳神経外科が1名、泌尿器科が1名、眼科が2名、耳鼻咽喉科が2名、リハビリが2名、放射線科が2名、麻酔科1名、これで32名になりますがそのところは今後調整されるということで、基本的な医師の数としましては今報告したところですよ。

○ 江口委員

最初にご案内があったのが確保できてる人数、今ご案内があったのが当初予定していた人数ということによろしいですね。これは本当にしっかり頑張っていただかないと、ほんとに時間がありません。先の委員会でもお話しましたが地域医療振興協会だけではなくて飯塚市のほうも是非ご尽力を頂きたいと思います。

後1点、労災病院で現実に働いておられる方々からお話を聞く機会がありました。そのときに心配されていたのが勤務のあり方なんです。ローテーションについて現在では変則といえますか8時間8時間8時間の3交替ではない8時間6時間10時間だという話を聞いています。それをきちんと協議をしてやるという話だったのが、どうやら協議がなされないままに8時間の3交替になりそうだという話を聞いています、その点についてきちんと協議をなされるように指導をしていかれるおつもりがあるかどうか、これ先方には市のほうがそうやってお話いただいたんだけどということを知っています。その勤務体系が変わるとなぜ困るのかという点については、その方は実際に勤務体系が変わると看護師が減るのではないかと話がありました。その点現実に働いている方の意見ですので・その点については協議をしてから決めるというお話になっていたかどうか1点と、それをきちんと指導していくのかが1点、その点を教えてください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

その件についてはお話を聞いています。まず採用する際にはそのような勤務条件というか労働条件については協会のほうで採用するにあたって基本的な事は説明はしています。その中でいろいろ先ほど申されました時間帯の件とか、細かな要望等があります。これについては協会も充分把握していますので、3月中に、そういったところの早い時期にもう一度お話を決めていきたいということでございます。

○ 楡井委員

看護婦と准看護婦が118名と10名で128名になっていますが、この中で従来労災病院で働いていた人達は何名と何名になりますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

12月1日現在で報告させていただきたいと思います。看護師が126名それと准看護師が7名で133名であります。

○ 委員長

この118名と10名の中に何人だと訊ねられているんですよ。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

失礼しました。新たに労災病院の方から移行されました数が106名です。今度新規に採用された方が22名で、現在128名となっています。

○ 楡井委員

そうすると133名体制から128名体制に5人ほど看護婦さんの数が減る、これは医療法と申しますか、この法律から見て妥当なんですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

申請書に上がっていますように実際の数よりも充足する数で上がっています。計算上でいきますと看護師につきましては標準数としまして81名、125床の病院に関わります標準としましては計算上81名、そのところが今現在128名ですので充足しています。

○ 楡井委員

江口委員も今心配されましたけど、従来のローテーション、8・6・10ですかね、これが8・8・8になるということで、それじゃあ勤まらないということで106名の中かどうか分かりませんが、辞めるといふふうに言われてる人が新たに出てきていると聞いています。この点また、正確に掴んでいくようにしていただければと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして厚生文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。